

# 市民と歩む会

## 令和6年度 政策要望書

～個性と多様性が尊重される市民自治のまちを

2023年11月1日

代表 柏野 大介

新岡 知恵

# 1 ポストコロナにおける市民の健康づくり

● 目的：コロナで外出機会に影響を受けた市民の健康づくりを支える。

● 要望事項

## 1) 保健師の人員体制強化（重点）

えにわっこ応援センターの開設に伴う子育て支援の拡充や超高齢社会への対応により、行政サービスにおける保健師の役割は高まっていることから、市民の健康と命を守るための人員体制を強化すること。

## 2) 総合体育館の利用促進

高齢者の健康づくりの一環として、後期高齢者がさらに利用しやすい料金体系を検討すること。また、無料開放日についても検証を行い、未利用市民の利用促進を図ること。

## 3) 市民スキー場の子ども料金引き下げ

ファミリー券が利用促進につながっていないことから、中学生以下の料金については、他の市内スポーツ施設と整合をとり、無料化を行った上で、さらなる利用促進を図ること。

## 4) 広域におけるスポーツ施設利用の拡大

近隣自治体との連携を図り、温水プールなどスポーツ施設の相互利用を推進すること。

南高プールは、利用する市民が少ないことへの分析・検証を進め、子どもも含めて、広く市民が利用できるように対策を講じること。

## 5) 屋外で市民が伸び伸びと健康づくりができる環境整備

市民の屋外での健康づくりのために、手軽にウォーキングやサイクリングを楽しめるよう、遊歩道やコース（特に漁川周辺）の整備に努めること。夜間のウォーキング・ランニングが可能になるよう、照明整備なども検討すること。

## 6) 高齢者インフルエンザ予防接種の助成拡充

高齢者インフルエンザ予防接種について、市内医療機関での接種のみ助成対象であるが、市外にしかかかりつけ医がない場合については、市外の医療機関での接種でも助成対象とすること。

## 7) 妊産婦通院助成の拡大（重点）

妊産婦の年齢や基礎疾患などによっては、希望しても近隣の医療機関での健康診査を受けられないことから、札幌など遠方での受診が避けられない妊産婦への助成を拡大すること。

## 8) アスベスト対策の徹底（新規）

私有地も含め、現に存在するアスベストについては、周辺住民が曝露しないよう、市民、企業の理解を得ながら、確実な安全対策を進めるとともに、新たなアスベスト被害が発生しないよう、解体なども含め、厳しい監視体制を構築すること。

## 2 子ども達が伸び伸びと学び・育つ環境の充実

● 目的：子どもたち一人ひとりの意思と個性が尊重され、健康で伸び伸びと生活や学習ができる地域をつくる。

### ●要望事項

#### 1) ICT を活用したきめ細やかな学習環境の整備

様々な理由で登校できない児童生徒に、タブレットによる学習を積極的に活用することで、きめ細かな学びの機会を提供すること。AIドリル導入など、学校間でばらつきが無いように配慮すること。

教育活動に支障の無いよう、今後の活用と更新については計画的に進めること。

#### 2) 保育の質向上のための支援体制の構築

公立保育園は、障がい児保育やグレーゾーンの指導、地域や専門機関との連携など、地域の指導機関としての役割も果たしていく必要がある。民間園も含めた市内の保育園、認定こども園の質向上に向けた指針を策定するとともに、指導・支援の体制を確立すること。また、4、5歳の障がい児が入園を希望した場合に、優先的に入園できるよう人的体制を随時拡充すること。

#### 3) 保育士確保・復職の支援

保育士確保、復職を促進するため、市内に居住する保育士世帯の保育料減免の制度を検討すること。

#### 4) 学童クラブの環境改善

学童クラブは1か所の定員を50名以内とした上で定員の漸減を図ること。学童クラブの質の向上のため、指導員の研修体制の充実と、子どもの遊び環境（プールや公園など）が充実するよう整備・支援に努めること。

入会要件を緩和し、週3回程度の就労や、ニーズの高い長期休みの期間利用を認めるとともに、保育園と同等の預かり時間延長を検討すること。

子ども広場のランドセル来館の要件を緩和し、子どもの自立に向けた支援を行うこと。

#### 5) 子育て支援策における所得制限の緩和

子どもたちの育ちを支える視点から、子育て支援策については、所得制限を極力廃止すること。

#### 6) 障がい児・者への合理的配慮の強化・支援の拡充（重点）

障がい児にとって、通所支援としての機能を持つ子ども発達支援センターに、作業療法士や理学療法士などの専門職を配置すること。

障がい者の移動支援を充実させるため、受託事業者との連携を強化すること。

公共施設トイレへのユニバーサルシートなど障がい児・者へ配慮すること。

災害時における避難行動要支援者の個別計画策定またはおよび、福祉避難所については、当事者・関係機関と協議すること。

医療的ケア児について、校外学習への看護師派遣制度を整備すること。

#### 7) 学校教育における子どもの体力向上環境の充実

体力向上推進事業において、総合型地域スポーツクラブや地元のスポーツ関係者との連携をさらに深めるとともに、特別支援学級への利用促進と、中学校への事業拡大を図ること。部活動における外部指導者の派遣についても連携を図ること。

#### 8) 交通費助成制度の創設

高校生の学びを保障するため、通学費に対する助成制度を創設すること。

#### 9) 不登校支援の充実（重点）

不登校児童生徒については、教育支援センター・別室登校の充実とともに、NPO 法人などと連携し、学びの保障に努めること。また、不登校で悩む保護者支援についても、地域の関係団体と連携し、体制強化を図ること。

#### 10) 子育て世代の移動支援

小児科のない島松から、子どもを連れて医療機関を受診することは非常に負担が大きいことから、タクシーなど子育て世代の移動支援を拡充し、通院などを含めた移動の負担軽減を行うこと。

#### 11) 離婚前後における相談支援体制の強化（新規）

離婚前の相談支援を拡充するとともに、ひとり親の経済的自立促進施策である「ひとり親自立支援プログラム」を積極的に対象者に周知すること。

12) 里親登録の拡大に向けた支援 **(新規)**

地域全体で子どもたちの育ちを支えるため、里親登録の拡大につながるよう、里親制度、養育里親などの制度周知と、地域での里親支援に努めること。

13) 学校給食費の公会計化について **(新規)**

学校給食の公会計化に向けて、導入する徴収システムについて先行事例を調査研究するなど、具体的に検討すること。

14) 市内での出産に選択肢を **(新規)**

助産師の活用と継続的なマタニティケアにより、市内での出産の道筋を確立するとともに、ポジティブな出産体験が増えるよう、出産前後における支援を強化すること。

15) 学校における多様性の保障 **(新規)**

学校における性的マイノリティへの配慮については、すべての児童・生徒、保護者に対して、情報提供を行うこと。ジェンダー平等については日常的な取り組みが重要となることから、中学校における混合名簿を全校で実施すること。

### 3 協働のまちづくりの進化・発展

● 目的：まちづくり基本条例の理念の浸透を図り、多様な市民の参画のもと、長期的な目線に立った協働のまちづくりを進める。

● 要望事項

1) 円滑な市民とのコミュニケーションの推進

附属機関等の委員における重複、委員の性別や年齢構成を考慮し、幅広い市民の意見を反映するよう配慮すること。

市民から寄せられた意見や要望、相談については、全庁的に共有する仕組みを構築すること。市民意見交換会や市民説明会、附属機関等の会議は、動画配信やオンラインを積極的に活用し、多くの市民参加が可能となる取組みを推進すること。

2) 持続可能な花のまちづくりの仕組みの構築

はなふるで試行されている草木堆肥化の実証を進め、庭からでる草木についても資源化の仕組みを構築すること。

3) 悪臭問題の根本解決

長期にわたり問題が解決しない現状を直視し、市として独自に臭気の常時測定を実施するなど、搬出時も含めて適切に現状を把握した上で、抜本的で実効性のある悪臭対策を講じること。

4) 協働のまちづくりの深化 (新規・重点)

地域課題解決のため、市民、企業、団体の提案を事業化できる協働の仕組みづくり（まちづくりチャレンジ協働事業制度、公民連携協働事業提案制度の改善）。

5) 文化、芸術、スポーツ、市民活動に資する公共施設使用料の設定

持続可能な活動のためには、非営利事業であっても、一定の収入が必要なことから、営利・非営利の区分を明確にルール化すること（運用でごまかさないこと）。市民会館の貸出時間区分を見直し、市民が利用しやすいように配慮すること。

6) 公園の更新を軸とした地域コミュニティの醸成

道路・公園（遊具・トイレ）などの既存インフラの維持・修繕に努めるとともに、遊具の更新にあたっては、地域を巻き込み、コミュニティの力を高める新たな協働の手法を検

討すること。公園遊具の新規設置や更新の過程では、整備計画や遊具の選定に利用者や地域住民が関われるような仕組みを制度化すること。

#### 7) 実効性ある交通安全対策の推進

恵庭駅西口駅前広場において、歩行者優先の原則が守られていない実態にあることから、カラー舗装部分の歩行者空間としての位置付けを明確化するとともに、段差などを設け、車両の減速を促すこと。

また、えにあす周辺において、横断箇所が分散することで危険が生じていることから、グリーンベルトからえにあすへの交差点に横断歩道を移設すること。

複数回にわたって事故が発生している箇所については、通学路でなくても委員会などで報告を行うとともに、要望箇所の優先順位についても審議を求めること。

交通安全運動に合わせた自転車の安全啓発は、旗振りや単なる物品の配布ではなく、警察や学校とも協力をし、具体的で実効性のある指導と啓発を行うこと。

#### 8) 農福連携、地産地消の推進

冬季間や流通も含めた農福連携のさらなる拡大を図るとともに、学校給食における地産地消の取り組みを、調達の面からも推進すること。

#### 9) 地域のデジタル化推進

地域のデジタル化を推進するため、市民・事業者を対象にしたデジタル化支援策を実施するとともに、電子申請手続きへの優遇措置を講じること。また、公共施設の wifi 設置を進めること。

#### 10) 島松駅周辺整備の着実な進展

JR 島松駅バリアフリー化の着実な進展と、駅前広場整備については、車いす用駐車場の位置やスペースなど、慎重にニーズを聞き取り配慮すること。

#### 11) 外部人材の登用による組織の活性化

自治体 DX や政策法務など、専門性の高い外部人材の登用を行うこと。また、職員の年齢構成の偏りを是正する意味からも、氷河期採用や恵庭市を退職した職員の復職支援制度を創設すること。

#### 12) 公共交通の利便性向上による移動手段の保障

多様な市民参加の前提となる移動の確保をこれまで以上に進めること。エコバスの利便性向上などにより、子ども、高齢者など、自動車を利用しない市民が、市の施設などを利



用する上で不利益を被らないよう配慮すること。未利用者の利用促進を継続的に実施すること。

持続可能な公共交通体制を維持するため、適正な賃金が支払われているかなど、労働条件の実態が把握できるよう仕様書の見直しを行うこと。

### 13) 断らない支援を目指した支援機関の連携強化

生活に困窮する市民を早期に相談支援につなぎ、支える福祉、住宅、就労など幅広い支援機関の連携強化と、民間も含めた人材育成を進めること。

### 14) ハラスメントの根絶（重点）

市役所組織のハラスメントの根絶と、会計年度任用職員からも相談しやすい通報窓口の設置を進めること。通報窓口は、連携中枢都市圏での共同設置や公平委員会を活用するなど、公的かつ独立性の高い窓口とすること。

### 15) 投票率向上に向けた取組（新規）

民主主義の根幹である投票率向上に向け、駅、商業施設、大学などにおける投票所の設置を進め、利便性と啓発効果を高めること。現在の投票所については、高齢の方も支障がなくなるよう、靴の履き替えなどの対応について、投票環境の改善に務めること。

### 16) 多文化共生の取り組み強化を（新規）

増加する市内在住外国人の暮らしを保障するため、行政文書はやさしい日本語の使用などを徹底するとともに、相談支援の体制を拡充すること。

### 17) 移住者支援とまちづくりへの参画推進を（新規）

恵庭に移住した方にとっては、地域との接点が限られることから、地域コミュニティに関わる機会を積極的に支援すること。

### 18) パートナーシップ制度の導入（新規）

連携中枢都市圏の協議と平行して、市独自のパートナーシップ制度を創設すること。

## **4 持続可能なまちづくりの基盤確立**

● 目的：人口減少の中でも、将来にわたって持続可能な制度、仕組みをつくり、財政的、社会的な基盤を確立する。

### 1) 「未来投資」の視点に立った財政運営

将来の経費を減らす、将来の収入を増やす事業に優先的に予算を配分するとともに、花の拠点はなふるのような収益性の期待できる施設については採算性を確保し、経常収支の漸進的改善に努めること。

### **2) 事業者選定の透明性確保（重点）**

公募型プロポーザル、サウンディング型市場調査の実施に際しては、事前の情報発信によって競争性を担保するとともに、事後の情報公開範囲を拡大し、透明性と公平性の確保に努めること。指定管理者の募集にあたっては、必ず公募を行うこと。

### 3) 公共施設等総合管理計画における適切な目標管理

公共施設等総合管理計画においては、ハコモノだけでなく、人口減少を見込んだインフラの目標値（量）設定を行うとともに更新費用、維持管理経費についても検証を行うこと。特に廃止となる公共施設については、施設の利用形態に合わせ、地域だけではなく幅広い市民に方針決定前から説明を行うこと。また、時代に合わせ、都市計画道路の見直しを行うこと。

### 4) ごみ処理経費の抑制と排出者負担原則の徹底

焼却施設の運転管理業務については、透明性と実質的な競争性を確保し、費用の低減を図ること。委託業務については、ごみの減量を反映した契約方式の導入と、民間事業者による資源回収の活用により、経費の抑制に努めること。

産業廃棄物については、これまで通りイニシャルコストも含めて排出者負担の原則を維持し、将来的な受け入れ量を削減できるよう長期的な視野に立った施策を進めること。

### **5) ゼロカーボンの実現に向けた取り組み強化（重点）**

地域エネルギー循環を高める取り組みを推進するとともに、エネルギー収支の改善を図るため、特に公共建築物を中心とした断熱改修や地中熱利用の取り組みを強力に推進すること。

6) 下水汚泥資源の再利用 **(新規)**

安全性を確認するために、施肥した土壌における重金属測定をし、市独自に追跡調査すること。

7) 中小企業支援の拡充

ポストコロナに対応したビジネスへの転換を図るため、ビズモデルなどを参考に、売り上げや販路拡大など具体的な成果の見える相談支援体制を構築すること。

8) 借り上げ公営住宅の活用による安心できる住まいの確保

既存市営住宅の修繕だけでは、低層階を希望する単身高齢者などのニーズに対応しきれないことから、既存民間賃貸住宅の活用を強力に進め、必要とする人が入居できる住まいを提供するとともに、特に困窮度の高い、障がいのある人や単身高齢者などが優先的に入居できるよう、ポイント制の導入など制度の改善を図ること。

9) 公契約での賃金水準の確保・向上

公共発注における競争が、労働条件の切り下げ圧力とならないよう、発注者の責任を明確にした入札、契約制度に改善すること。

10) 障がい者就労の拡大について **(新規)**

市内企業に対する障がい者雇用の実態を的確に把握し、障がいのある方にとっても、働きがいのある職場と雇用を増やしていくこと。